

川崎市立金程小学校
校 長 芦刈 竜哉

警報発表時及び自然災害発生時における対応について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、警報発表時及び自然災害発生時における対応について、年度当初にお知らせしていますが、教育委員会から気象庁が発表する防災気象情報の変更や近年の気象状況を踏まえ、気象警報発表時における臨時休業基準一部変更の連絡がありましたので再度お知らせいたします。

川崎市では自然災害発生時及び各種警報等が発表された場合、児童の安全確保について次に示すような対応を行いますので、内容をよくご確認の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 川崎市に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」、または大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮に関する「レベル4危険警報」のいずれかが午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されている場合は、児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。

また、前日の時点で上記警報の発表が見込まれ、登下校、教育活動等への影響が予想される場合は、臨時休業とし、前日に学校から連絡します。

また、午前6時の時点で、川崎市の「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」または、大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮に関する「レベル4危険警報」が解除されていた場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社全社※が計画運休を実施している場合も、当日を臨時休業とします。（※JR東日本、京浜急行電鉄、東急電鉄、小田急電鉄、京王電鉄）

2. 「特別警報」「暴風警報」・「暴風雪警報」「レベル4危険警報」を伴わない「大雪警報」・「大雨警報」等の警報が午前6時の時点で発表された場合、あるいは発表が継続されていた場合などについては、原則として授業は通常通り行われますが、保護者の判断で登校を見合わせても欠席・遅刻にはなりません。（その場合は、必ず登校を見合わせていることをミマモルメ等でご連絡ください。）

3. 児童の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」、または、大雨・河川氾濫・土砂災害・高潮に関する「レベル4危険警報」が発表された場合については、授業を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なる怖れのある時は、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、計画運休が発表された場合 並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。

いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、メール配信でお知らせいたします。

4. その日一日を臨時休業と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。

5. 学校が臨時休業した場合は、原則として「わくわくプラザ」も臨時休室となります。

6. このお知らせは、本校ホームページにも載せてあります。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（Tel966-5506）までご相談ください。